

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3621911号  
(P3621911)

(45) 発行日 平成17年2月23日(2005.2.23)

(24) 登録日 平成16年11月26日(2004.11.26)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

G06F 17/60

F I

G06F 17/60 234Q

G06F 17/60 214

G06F 17/60 410E

請求項の数 6 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2001-328479 (P2001-328479)	(73) 特許権者	000005108 株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
(22) 出願日	平成13年10月26日(2001.10.26)	(73) 特許権者	500115125 信金中央金庫 東京都中央区京橋3丁目8番1号
(65) 公開番号	特開2003-132221 (P2003-132221A)	(74) 代理人	100083552 弁理士 秋田 収喜
(43) 公開日	平成15年5月9日(2003.5.9)	(72) 発明者	吉峰 大輔 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地 株式会社日立製作所 金融システム事業部内
審査請求日	平成13年11月16日(2001.11.16)	(72) 発明者	三浦 裕一 神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地 株式会社日立製作所 金融システム事業部内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 電子手形保証人システムおよびその電子手形保証方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

債務者である振出人が、債権者である譲受人に対して、代金、物品の支払を約束したことを示す電子データである電子手形を振出す振出人システムおよび振出された電子手形に関する情報であって、振出人を特定する振出人ID、譲受人を識別する譲受人ID、振出し金額および償還日を含む電子手形情報を記憶した電子手形管理システムとネットワークを介して接続され、前記電子手形の振り出しを保証するための情報処理を実行する電子手形保証人システムにおいて、

前記ネットワークと接続された通信装置と、処理プログラムおよび振出人毎に振出しを保証する金額を示す与信残高を格納した与信残高DBを記憶する記憶装置と、前記処理プログラムに従った処理を実行する処理装置を有し、

前記処理装置が、

(1) 当月を展開月として指定し、

(2) 記憶されている前記電子手形情報を用いて、前記展開月において償還される譲受人毎の電子手形を前記譲受人IDおよび前記償還日を用いて特定し、特定された前記電子手形の振出し金額の総和を算出することで、各譲受人が前記展開月に受け取る前記電子手形の償還金額の総和を算出し、

(3) 算出されたそれぞれの総和について、前記展開月に対応付けられ予め定められた償還率を乗して、合計償還金額を算出し、

(4) 記憶されている前記電子手形情報を用いて、前記展開月において、償還される振出

10

20

人毎の電子手形を、前記振出人IDおよび前記償還日を用いて特定し、特定された前記電子手形の振出し金額の総和を算出することで、各振出人が前記展開月に振出す電子手形の償還金額の総和である合計支払予定金額を算出し、

(5) 前記合計償還金額のそれぞれについて、譲受人IDに一致する振出人IDを有する合計支払予定金額を差し引いて与信増減額を算出し、

(6) 前記与信残高から前記与信増減額を加えて、新たな与信残高を算出し、前記与信残高DBに記憶された前記与信残高を算出された前記与信残高に更新し、

(7) 前記展開月に1を加え展開月を更新し、

(8) 前記処理(2)~(7)を所定回数繰り返すことで、振出人毎の所定月分の与信残高を前記与信残高DBに記憶し、

前記通信装置が、前記振出人システムから送信される、前記振出人が振り出す電子手形の内容を示し、当該電子手形の振出人を識別する振出人ID、当該電子手形の譲受人を識別する譲受人IDおよび当該電子手形の支払金額を含む手形振出通知を受信し、

前記処理装置が、受信した手形振出通知に含まれる振出人IDおよび償還日に対応する与信残高と受信した手形振出通知に含まれる支払金額を比較して、前記電子手形の保証の可否を決定することを特徴とする電子手形保証人システム。

#### 【請求項2】

請求項1に記載の電子手形保証人システムにおいて、

前記通信装置は、決定された前記保証の可否を前記電子手形管理システムに通知することを特徴とする電子手形保証人システム。

#### 【請求項3】

請求項1または2のいずれかに記載の電子手形保証人システムにおいて、

前記処理装置は、前記与信残高と前記支払金額の比較の結果、前記与信残高が多い場合、保証を可とする決定を行うことを特徴とする電子手形保証人システム。

#### 【請求項4】

債務者である振出人が、債権者である譲受人に対して、代金、物品の支払を約束したことを示す電子データである電子手形を振り出す振出人システムおよび振り出された電子手形に関する情報であって、振出人を特定する振出人ID、譲受人を識別する譲受人ID、振出し金額および償還日を含む電子手形情報を記憶した電子手形管理システムとネットワークを介して接続された電子手形保証人システムを用いた、前記電子手形の振り出しを保証するための情報処理である電子手形保証方法において、

前記電子手形保証人システムは、前記ネットワークと接続された通信装置と、処理プログラムおよび振出人毎に振出しを保証する金額を示す与信残高を格納した与信残高DBを記憶する記憶装置と、前記処理プログラムに従った処理を実行する処理装置を有し、

前記処理装置が、

(1) 当月を展開月として指定し、

(2) 記憶されている前記電子手形情報を用いて、前記展開月において償還される譲受人毎の電子手形を前記譲受人IDおよび前記償還日を用いて特定し、特定された前記電子手形の振出し金額の総和を算出することで、各譲受人が前記展開月に受け取る前記電子手形の償還金額の総和を算出し、

(3) 算出されたそれぞれの総和について、前記展開月に対応付けられ予め定められた償還率を乗して、合計償還金額を算出し、

(4) 記憶されている前記電子手形情報を用いて、前記展開月において、償還される振出人毎の電子手形を、前記振出人IDおよび前記償還日を用いて特定し、特定された前記電子手形の振出し金額の総和を算出することで、各振出人が前記展開月に振出す電子手形の償還金額の総和である合計支払予定金額を算出し、

(5) 前記合計償還金額のそれぞれについて、譲受人IDに一致する振出人IDを有する合計支払予定金額を差し引いて与信増減額を算出し、

(6) 前記与信残高から前記与信増減額を加えて、新たな与信残高を算出し、前記与信残高DBに記憶された前記与信残高を算出された前記与信残高に更新し、

10

20

30

40

50

(7) 前記展開月に1を加え展開月を更新し、  
(8) 前記処理(2)~(7)を所定回数繰り返すことで、振出人毎の所定月分の与信残高を前記与信残高DBに記憶し、  
前記通信装置が、前記振出人システムから送信される、前記振出人が振り出す電子手形の内容を示し、当該電子手形の振出人を識別する振出人ID、当該電子手形の譲受人を識別する譲受人IDおよび当該電子手形の支払金額を含む手形振出通知を受信し、  
前記処理装置が、受信した手形振出通知に含まれる振出人IDおよび償還日に対応する与信残高と受信した手形振出通知に含まれる支払金額を比較して、前記電子手形の保証の可否を決定することを特徴とする電子手形保証方法。

【請求項5】

請求項4に記載の電子手形保証方法において、  
前記通信装置は、決定された前記保証の可否を前記電子手形管理システムに通知することを特徴とする電子手形保証方法。

【請求項6】

請求項4または5のいずれかに記載の電子手形保証方法において、  
前記処理装置は、前記与信残高と前記支払金額の比較の結果、前記与信残高が多い場合、保証を可とする決定を行うことを特徴とする電子手形保証方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、電子手形振出し時に保証を付与する業務をサポートするシステムに関し、特に、電子手形管理システムにおける保証付与を電子的に実現する方法に関する。

【0002】

【従来の技術】

現実社会の商品取引において、代金後払いの決済手段として利用されている手形や小切手を電子化する電子手形・電子小切手と呼ばれる技術が数多く知られている(特願平10-301610、特願平10-282120、特願平8-22380)。これらの技術では、将来の代金の支払い約束する電子データを、支払人のシステムから受取人のシステムに登録し、前記登録データの内容に従い資金を決済する。また、電子手形・電子小切手の複製が生成され二重に譲渡されることを防止するため、電子手形・電子小切手を受取人のシステムに保管するのではなく、公的な登録機関を用意し、前記登録機関に電子手形・電子小切手を保存する仕組みも知られている(特願平10-97726)。

【0003】

本明細書においては、電子手形という概念を広義にとらえ、将来において資金や物品の支払いを約束する電子データ(電子小切手も含む)を電子手形と呼ぶものとする。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

現実の世界においては、手形の振出人の信用を高めるために、社会的に信用のある者に手形債務の保証人になってもらう手形保証なるものが存在する。これらの保証は電子手形の世界においても求められるものである。本発明は、電子手形における手形保証の仕組みを提供するものであり、従来提案されている基本的な発行、流通、償還機能に加えて、電子手形の保証に関して下記応用機能を実現することを目的とする。

【0005】

本発明の第1の目的は、振出人からの要請により保証付与の必要性が生じた際に、手形債務者となる保証人が電子手形に対して電子的に保証を付与して振出す仕組みを提供することにある。

【0006】

本発明の第2の目的は、振出された電子手形に対して、譲受人からの要請により保証付与の必要性が生じた際に、手形債務者となる保証人が電子手形に対して保証を付与して振出す仕組みを提供することにある。

10

20

30

40

50

**【 0 0 0 7 】**

本発明の第3の目的は、保証付与の依頼により可否を決定するに際して、与信額データベース（以下、データベースを「DB」と略す）を設け、このDBを参照することによって保証の可否を決定する仕組みを提供することにある。

**【 0 0 0 8 】**

本発明の第4の目的は、保証人システムが保証付与の可否を自動決定する際に、電子手形振出人の将来の振出金額、及び将来の償還金額を考慮に入れて設定する仕組みを提供することにある。

**【 0 0 0 9 】**

本発明の第5の目的は、保証人が振出された電子手形に対して保証を付与する場合に、振出人に対して今後の振出先を限定できる仕組みを提供することにある。 10

**【 0 0 1 0 】****【課題を解決するための手段】**

上記課題を解決するために、手形の振出人が使用する振出人システム、譲受人が使用するシステム、電子手形の発行を管理する電子手形管理システム、及び、電子手形の発行の保証付与を設定する保証人システムのそれぞれをネットワークで接続する。

**【 0 0 1 1 】**

本発明の第1の目的は、電子手形の振り出し、譲渡、償還の登録をおこなう電子手形管理システムが、振出人システムからの保証付き電子手形の振出依頼を受け、保証付与の依頼を保証人システムに転送し、保証人システムからの保証付与の可否結果を受けてから、保証可否結果を電子手形DBに登録し、振出人に対して保証付与の結果を転送することによって達成される。 20

**【 0 0 1 2 】**

本発明の第2の目的は、電子手形管理システムに、譲受人からの振出された電子手形に対する保証の付与の依頼を受ける機能、保証可否の結果を譲受人へ転送する機能を付加することによって達成される。

**【 0 0 1 3 】**

本発明の第3の目的は、保証人システムに対して電子手形管理システムからの保証依頼を受け取ると与信額DBを参照し、与信額DBに登録されている与信額と保証依頼により受け取る手形の振出金額を比較し、比較した結果により保証付与の可否を決定することによって達成される。 30

**【 0 0 1 4 】**

本発明の第4の目的は、保証人システムに対して、電子手形の振出人の月ごとの振出金額、償還金額を読み込み、読み込んだ振出金額と、償還金額から各月の合計償還金額を算出して、合計償還金額から各月の与信額を設定することによって達成される。

**【 0 0 1 5 】**

本発明の第5の目的は、保証人システムに対して、手動により保証付与の結果を入力させ、振出先限定の入力を受け、入力を受けた振出先限定の情報を手形管理システムに転送することによって達成される。この際、電子手形管理システムは、保証人システムから転送された振出先限定の情報を受け取り、受け取った振出先限定情報に対応する参加者IDを参加者DBに登録することによって、電子手形の譲渡先を制限したり、新規電子手形の発行を制限したりすることも可能である。 40

**【 0 0 1 6 】****【発明の実施の形態】**

以下、図面を用いて本発明の実施の形態を説明する。本実施の形態では、「電子手形」とは、振出人が譲受人に対して代金の支払いを約束する電子的な証拠データである。「電子手形を振出す」とは、手形を振出すことと同義であり、振出人（債務者）が支払や借入れの対価として電子手形により約束される受益件を譲受人（債権者）に渡すことをいう。また、「電子手形を償還する」とは、手形を償還することと同義であり、振出人による電子手形により約束される債務の履行を受けて、譲受人の有する電子手形により約束される 50

受益件を解消することをいう。

【0017】

図1は、本実施の形態である電子手形管理システム全体の構成を示す図である。参加者システム1100は振出人が使うシステム、参加者システム1500は譲受人が使うシステムであり、参加者システム1100が振出処理1101にて振り出した電子手形を譲受処理1501により譲り受ける。これらは例えばワークステーションやPersonal Computer、携帯電話などを使ってソフト的に実現することができる。保証人システム1200は、例えば銀行や信用機関などの金融機関や、第三者機関が有するシステムであり、ホストコンピュータ、ワークステーションあるいはPCを使うことができる。電子手形管理システム1300は、例えば、上記金融機関の中央機関（信金中央金庫など）

10

【0018】

参加者システム（振出人）1100は電子手形の振出をおこない、振出処理1101を実行するプログラムを有する。保証人システム1200は参加者システム（振出人）1100から振出された電子手形に対して保証可否決定処理1201を実行するプログラムを有し、保証の可否の判断をおこなう。

20

【0019】

図2に、参加者システム（振出人）1100のシステム構成図を示す。参加者システム（振出人）1100は、処理装置2100、表示装置2101、入力装置2102、通信装置2103、記憶装置2104をバス2105を介して接続して構成する。処理装置2100は、記憶装置2104に記憶されたプログラムを実行する装置であり、例えばCPUである。表示装置2101は、システムの利用者等の外部に対して情報を出力する装置であり、例えばディスプレイである。入力装置2102は、システムの利用者等による外部からの入力を受ける装置であり、例えばキーボードやマウスである。通信装置2103は、ネットワーク1400と接続し、参加者システム（振出人）1100が他の参加者システム（譲受人）1500、電子手形管理システム1300、保証人システム1200とデータの送受信を行うのに用いる装置であり、例えばネットワークインタフェースカードである。記憶装置2104は、データや処理プログラムを記憶する装置であり、例えばメモリやハードディスクである。尚、参加者システム（譲受人）1500、電子手形管理システム1300、保証人システム1200も図2に示す参加者システム（振出人）1100と同じシステム構成を有する。

30

【0020】

次に、図3を用いて参加者DB1303に格納されるデータの詳細3000を説明する。参加者ID3010は、振出人や譲渡人になることのできる参加者に個別に割り当てられるIDである。このIDは口座番号などの既存の識別番号を用いたり、本システムのために専用の識別番号を付与するようにしても良い。参加者パスワード3020は、各参加者によって設定されたパスワードであり、電子手形の振出しの際に、本人照合のために用いられる。参加者名3030は参加者の名称（法人あるいは個人）、代表者3040は法人の場合の代表者名である。金融機関口座3050は参加者が有する金融機関の口座であり、後述する電子手形の保証は、ここに登録された金融機関の保証人システム1200によっておこなうことができる。業種コード3060は参加者が法人の場合の業種を示すコードで、所在地3070は参加者の住所である。不渡りの有無3080は、参加者が過去に手形を発行して不渡りを生じさせたかどうかを示すフラグで、ここには電子手形での記録だけでなく、従来の手形での記録も考慮するようにしても良い。信用度3090は、電子手形管理システム1300で設定できるランキング指標で、資産状況や過去の手形の支払

40

50

い状況から設定することができる。保証人連絡先3100は、3050に格納された金融機関の有する保証人システム1200のIPアドレス(Internet Protocol Address)を格納する。振出先限定参加者ID3110は、参加者が発行する振出先として拒否するアドレスを格納するためのエリアで、詳細は後述する。

#### 【0021】

次に図5を用いて、振出された電子手形を保証する一連の流れを説明する。まず、参加者システム(振出人)1100は、図6に示す保証付振出手形情報画面6000を表示装置2101を用いて表示する。参加者は表示された画面から、参加者自身のIDを振出人ID4020として入力し、振出人パスワード3020、電子手形の譲受人ID4030、支払金額4040、振出日4050、支払期日4060、希望する保証金額4080、保証人ID4090を入力する。正しく入力されたら実行キー6010をマウスやカーソル/決定キーにてクリックし、処理を中断する場合は、キャンセルキー6020をクリックする。

10

#### 【0022】

実行キー6010が選択(クリック)されることにより、参加者システム(振出人)1100は、入力されたデータを電子手形管理システム1300に送信する。

#### 【0023】

次に、図4を用いて電子手形DB1301に格納されるデータの詳細4000を説明する。電子手形ID4010は、発行する電子手形ごとにユニークに付与される識別番号であり、電子手形管理システム1300が付与する。残りの項目4020~4090は、参加人にて入力されたデータである。

20

#### 【0024】

電子手形管理システム1300は、保証依頼処理5001の申請によって送付された電子手形情報4000と電子認証情報(振出人ID4020及び振出人パスワード3020)と、同一の振出人ID4020及び振出人パスワード3020を有する参加者情報3000が参加者DB1303に登録されていることを確認する。登録されていない場合は処理を中止する。

#### 【0025】

尚、送信した電子手形情報4000の譲受人ID4030が、電子手形管理システム1300が有する参加者DB1303に登録してある参加者情報3000の振出先限定参加者ID3110に一致した場合、図10に示す振込み手続ができない旨の振出先エラー画面10000を参加者システム1100の表示装置2101を用いて表示する。振出先エラー画面10000は参加者ID10020、参加者名10030、了解キー10010からなる。参加者ID10020には、受信した電子手形情報4000に登録されている譲受人ID4030を表示し、参加者名10030には、参加者DB1303に登録されている全ての参加者情報3000のうち、参加者ID3010と譲受人ID4030が一致するものの参加者名3030を表示する。了解キー10010が押下されることにより電子手形の振出処理を中断する。

30

#### 【0026】

登録された参加者の場合は、電子手形管理システム1300は、受け取った情報から、電子手形IDを生成し、電子手形情報4000として新しいレコードを電子手形DBに作成し、対応する項目にコピーする。次に電子手形情報4000の保証区分4070に振出す電子手形の保証の状態を判別する情報を書き加える。保証区分4070は「保証判定待ち」、「保証可」、「保証不可」の三つのうちひとつに登録する。保証区分4070の三つの値は保証人システム1200においておこなわれる保証可否決定処理1201によって決定される。「保証判定待ち」は、保証人システム1200による保証の承認がまだ行われていないことを表す状態である。「保証可」は、保証人システム1200により保証の承認がされたことを表す状態である。「保証不可」は、保証人システム1200により保証が拒否されたことを表す状態である。保証依頼処理5001を受けた段階では保証の判定はおこなわれていない状態なので電子手形情報4000の保証区分4070は「保証判

40

50

定待ち」となる。

#### 【0027】

次に電子手形管理システム1300は、保証人連絡先3100が示す保証人システム1200へ、判定依頼5002として電子手形情報4000の内容を送信する。保証人システム1200は、受け取ったデータから保証可否決定処理1201を行う。まず、保証人システム1200は判定依頼5002として電子手形情報4000を受信する。受信した電子手形情報4000をもとに保証人システム1200は図7に示す保証承認画面7000を表示装置に表示する。保証承認画面7000には、送られてきた電子手形ID4010、振出人ID4020、譲受人ID4030、支払金額4040、振出日4050、支払期日4060が表示され、保証金額4080、保証人参加者ID4090の入力欄が表示される。

10

#### 【0028】

保証承認画面7000には、振出先限定入力ボタン7010、OKボタン7020、NGボタン7030が表示される。ここで、“振出先限定”とは、保証人システム1200を運用する機関が、電子手形の振込先によっては保証したくない場合に、あらかじめ保証の対象から除外したい振込先を登録しておく処理のことをいい、例えば、参加者IDごとに設定することができる。振出先限定入力ボタン7010が押下されると、図8に示す振出先限定入力画面8000が表示される。保証する機関は、振出先限定参加者ID8010を入力し(複数入力可)、実行ボタン8020をクリックし、図7の画面に戻る。登録しない場合は、キャンセルボタン8030をクリックして図7の画面に戻る。

20

#### 【0029】

図7の項目4080, 4090が入力されたOKボタンをクリックされると、保証人システム1200は、図9に示す保証結果情報9000を結果通知5003として返送する。NGボタン7030が押下されると図9で保証結果9020が保証不可として返送される。

#### 【0030】

電子手形管理システム1300は、電子手形DB1301に登録してある電子手形情報4000のうち、受け取った保証結果情報9000の電子手形ID9010で特定される電子手形情報4000の保証区分4070に、保証結果9020と保証金額9030をコピーし、振出先限定参加者ID9050を図3の振出先限定参加者ID3110の欄に登録する。ここでは、保証人ID9040を利用していないが、これを利用するしなは任意である。

30

#### 【0031】

次に、電子手形管理システム1300は、可否結果通知5004として、参加者システム(振出人)1100に対して保証結果の報告を行い、電子手形管理システム1300は保証結果9020を送付する。

#### 【0032】

以上の実施の形態では、保証人たる機関において、人手にて審査とデータ入力を行うようにしたが、第2の実施の態様として、保証付与を自動で、すなわちあらかじめ作成されたプログラムによってソフト的に自動処理を行うことも可能である。以下、説明する。

40

#### 【0033】

図11は保証付与自動判断の処理概要図である。参加者システム(振出人)1100、振出処理1101、電子手形管理システム1300、電子手形DB1301、電子手形登録処理1302、参加者DB1303、ネットワーク1400、保証依頼5001、判定依頼5002、保証可否結果報告5004は図5と同じものであるが、保証人システム1200は図5の保証人システム1200に保証与信額DB1202、保証与信額DB登録処理1204を付け加え、保証可否決定処理1201にかえて保証可否決定自動処理1203とする。

#### 【0034】

保証人システム1200は保証与信額DB1202を有し、保証可否決定自動処理120

50

3にもとづき動作する。ここで保証与信額DB1202は図12の保証与信額ファイル12000を格納する。保証与信額ファイル12000は保証参加者ID12010、保証与信額12020のレコードを有する。これらは、各月ごとに保証与信を行ってよい上限値を設定しておいたものである。ここで図14のフローチャートを用いて、保証与信額DB作成の手順を説明する。

#### 【0035】

まず、初期設定として処理を行う当月を展開月とする(ステップ14010)。保証与信額DB1202を読み込む(ステップ14020)。展開月における電子手形DBにある全てのデータを対象として償還金額を加算し、合計償還金額を算出する(ステップ14030)。得られた合計償還金額に展開月ごとにあらかじめ定義してある償還率(0<償還率<1)を乗し、下式の計算結果を合計償還金額とする(ステップ14040)。

$$\text{合計償還金額} = \text{合計償還金額} \times \text{償還率}$$

展開月における電子手形DBにある全てのデータを対象として手形支払予定金額を加算し、合計支払予定金額を算出する(ステップ14050)。ステップ14040の処理から得られた合計償還金額と、ステップ14050の処理から得られた合計支払予定金額を足し合わせて下式にて与信増減額を算出する(ステップ14060)。

$$\text{与信増減額} = \text{合計賞金額} - \text{合計支払予定金額}$$

ステップ14060で得られた与信増減額をステップ14020で読み込んだ与信額DBの与信残高にステップ14060の処理で得られた与信増減額を下式にて足し合わせて、与信残高 = 与信残高 + 与信増減額

保証与信額DB1202を更新する(ステップ14070)。展開月に1を加え、展開月を更新し(ステップ14080)、処理14020へと戻り、数ヶ月分の与信額を設定する作業を繰り返す。

#### 【0036】

以上、保証与信額DB1202の作成手順を説明したので、次に図13を用いて、保証可否決定自動処理1203が行う保証可否決定のフローチャートを示す。保証人システム1200は判定依頼5002として電子手形情報4000を受信すると(ステップ131)、振出人ID4020に一致する保証参加者ID12010のレコードを検索する(ステップ132)。該当レコードが見つかったら、そのレコードの対象となる月の保証与信額12020と支払金額4040を比較し(ステップ133)、保証与信額12020が手形支払額以上であれば保証結果情報の保証区分に「保証承認可」をセットする(ステップ134)。それ以外は「保証承認不可」をセットし(ステップ136)、保証結果通知5003として結果を電子手形管理システム1300に送付する(ステップ135)。電子手形管理システム1300は、受け取った保証結果情報をもとに電子手形DB1301を更新する。

#### 【0037】

以上、第2の実施の形態においては、保証付与を自動でおこなう処理について説明したが、第3の実施の形態として、保証人システム1200が参加者システム(譲受人)1500からの要請で振出された電子手形に保証を付与する処理について、図15のフローチャートを用いて説明する。この実施の態様は、第1、2の実施の態様に付加して設けることができるもので、電子手形を受けた側からの希望により、手形保証を付与する仕組みを提供するものであり、振出人と譲受人のどちらのシステムも依頼者となれることを示している。図15における参加者システム(振出人)1100、振出処理1101、電子手形管理システム1300、電子手形DB1301、電子手形登録処理1302、参加者DB1303、ネットワーク1400、判定依頼5002、保証可否結果報告5004は図5、図11と同じものを示し、保証与信額DB1202、保証与信額DB登録処理1204は保証結果通知5003は保証人システム1200が手動による保証可否決定処理1201をおこなうときは図5の保証結果通知5003となり、保証人システム1200が保証可否決定自動処理をおこなうときは図11の保証結果通知5003となる。

#### 【0038】

10

20

30

40

50



参加者システム（譲受人）1500は譲受処理1501を実行するプログラムにより、参加者システム（振出人）1100から受け取った電子手形に対して保証の付与を希望する場合には、電子手形管理システム1300に保証依頼5005をおこなう。

【0039】

電子手形管理システム1300は、保証人システム1200に判定依頼5002を送信する。保証可否決定処理1205は、手動による保証可否決定処理1201、もしくは保証可否決定自動処理1203のいずれか一つによって判定処理をおこない、保証結果通知5003を行う。保証の可否結果は電子手形管理システム1300からの保証可否結果報告5006として送信される。

【0040】

【発明の効果】

電子手形に対する保証付与を電子的に行うことにより、電子手形の信頼性の向上、業務の簡略化を図ることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】本実施の形態である電子手形管理システム全体の構成を示す図である。

【図2】参加者システム図である。

【図3】参加者情報構成図である。

【図4】電子手形情報構成図である。

【図5】手動保証可否決定構成図である。

【図6】振出手形画面構成図である。

【図7】保証承認画面構成図である。

【図8】振出先限定入力画面構成図である。

【図9】保証結果情報構成図である。

【図10】振出先エラー画面構成図である。

【図11】自動保証可否決定構成図である。

【図12】保証与信額ファイル構成図である。

【図13】保証可否決定フローチャート図である。

【図14】保証与信額DB作成フローチャート図である。

【図15】譲受人依頼による保証付与の構成図である。

【符号の説明】

- 1100 参加者システム（振出人）
- 1200 保証人システム
- 1300 電子手形管理システム
- 1400 ネットワーク
- 1500 参加者システム（譲受人）

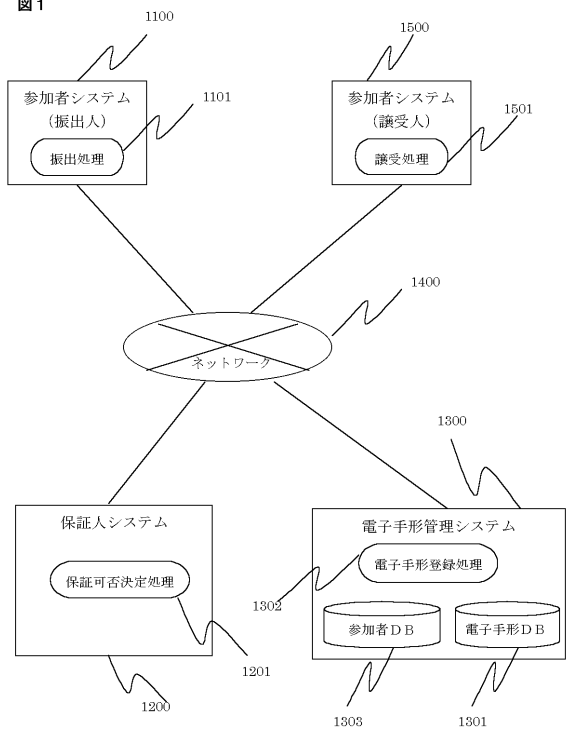
10

20

30

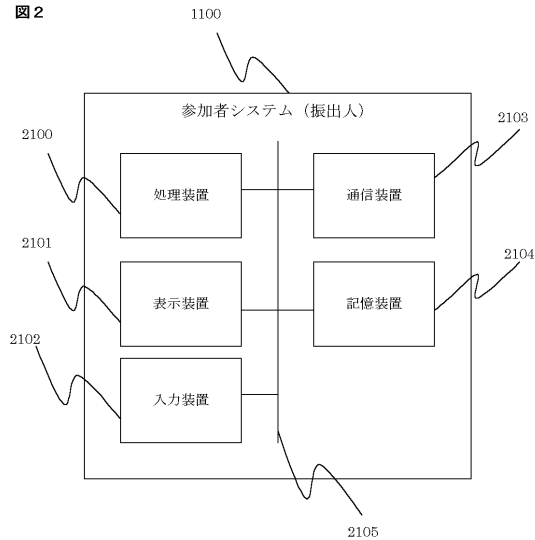
【図1】

図1



【図2】

図2



【図3】

図3

参加者DB 1303のレコード

参加者ID	000001	3010
参加者パスワード	b9dpw3	3020
参加者名	(株)日立商事	3030
代表者名	日立 太郎	3040
金融機関口座	××信用金庫 新川崎支店 0123456	3050
業種コード	商社	3060
所在地	神奈川県 川崎市 幸区 鹿島田 890	3070
不渡りの有無	なし	3080
信用度	AAA	3090
保証人連絡先	111. 111. 111. 111	3100
振出先限定参加者ID	000004	3110
振出先限定参加者ID	.....	

【図4】

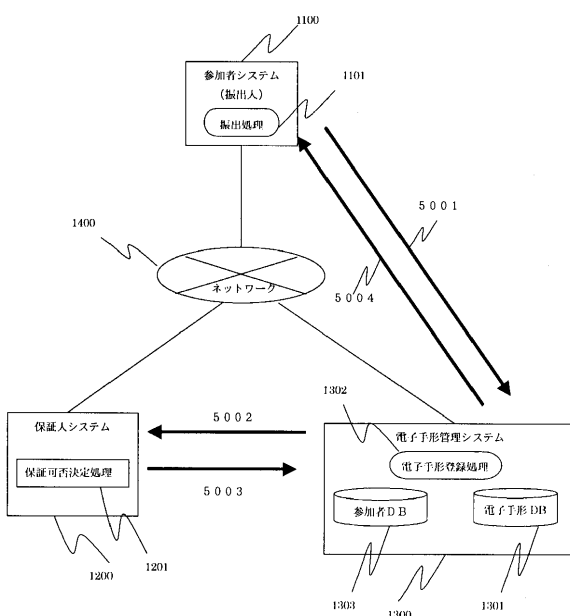
図4

電子手形DB 1301のレコード

電子手形ID	00123456	4010
振出人ID	000001	4020
譲受人ID	000002	4030
支払金額	1,000,000円	4040
振出日	2001年10月2日	4050
支払期日	2002年1月9日	4060
保証区分	保証可状態	4070
保証金額	1,000,000円	4080
保証人ID	000003	4090

【図5】

図5



【図 6】

図 6

6000

振出手形情報

4020 振出人 ID \_\_\_\_\_

4030 振出人パスワード \_\_\_\_\_

4040 譲受人 ID \_\_\_\_\_

4050 支払金額 \_\_\_\_\_ 円

4060 振出日 \_\_\_\_\_

4080 支払期日 \_\_\_\_\_

4090 保証金額 \_\_\_\_\_ 円

保証人 ID \_\_\_\_\_

実行 6010

キャンセル 6020

【図 7】

図 7

7000

保証承認画面

4010 電子手形 ID 0 0 1 2 3 4 5 6

4020 振出人 ID 0 0 0 0 0 1 (株) 日立商事

4030 譲受人 ID 0 0 0 0 0 2 (株) 凸凹金融

4050 支払金額 1,000,000 円

4060 振出日 2001/10/02

4080 支払期日 2002/01/09

4090 保証金額 \_\_\_\_\_ 円

保証人参加者 ID \_\_\_\_\_

振出先限定入力 7010

OK 7020

NG 7030

【図 8】

図 8

8000

振出先限定入力画面

8010 振出先限定参加者 ID

000001

000002

000003

実行 8020

キャンセル 8030

【図 10】

図 10

10000

10020

10030

振出先エラー画面

参加者 ID 000002

参加者名 ○○金融機関

上記参加者は、保証電子手形振出先対象外です。  
電子手形は振出できません。

了解 10010

【図 9】

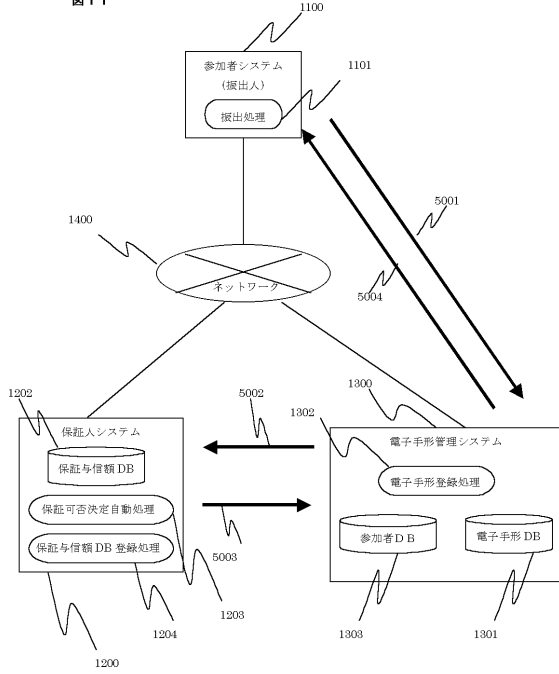
図 9

9000

電子手形 ID	0 0 1 2 3 4 5 6	9010
保証結果	保証可	9020
保証金額	1,000,000	9030
保証人 ID	0 0 0 0 0 3	9040
振出先限定参加者 ID	0 0 0 0 0 4	9050
振出先限定参加者 ID	……	9060

【図 1 1】

図 1 1



【図 1 2】

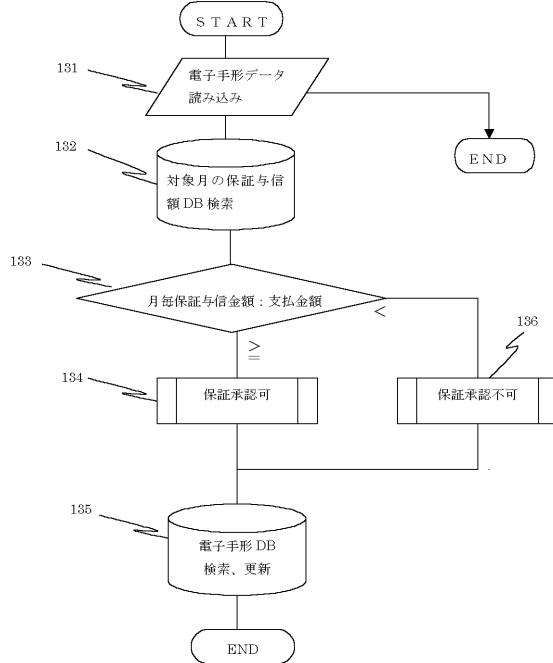
図 1 2

保証参加者 ID	0 0 0 0 0 0 1
保証与信額 (1 月)	¥ 1 0 0, 0 0 0, 0 0 0
保証与信額 (2 月)	¥ 1 5 0, 0 0 0, 0 0 0
保証与信額 (…)	… … …

【図 1 3】

図 13

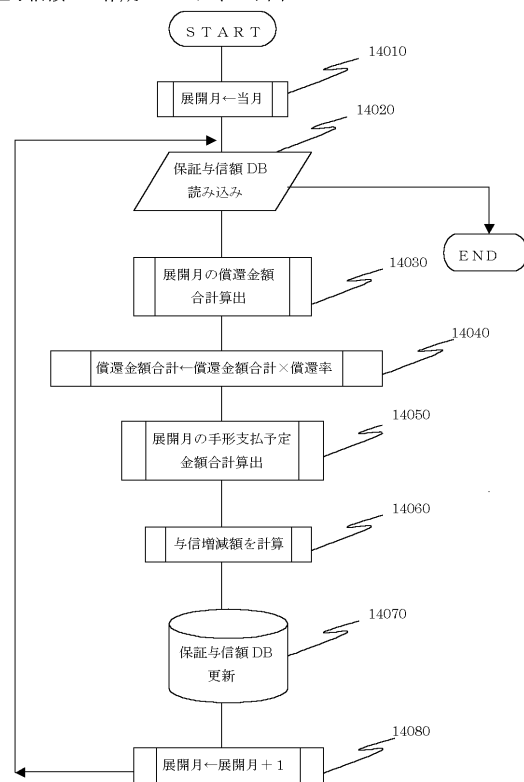
保証可否決定フローチャート図



【図 1 4】

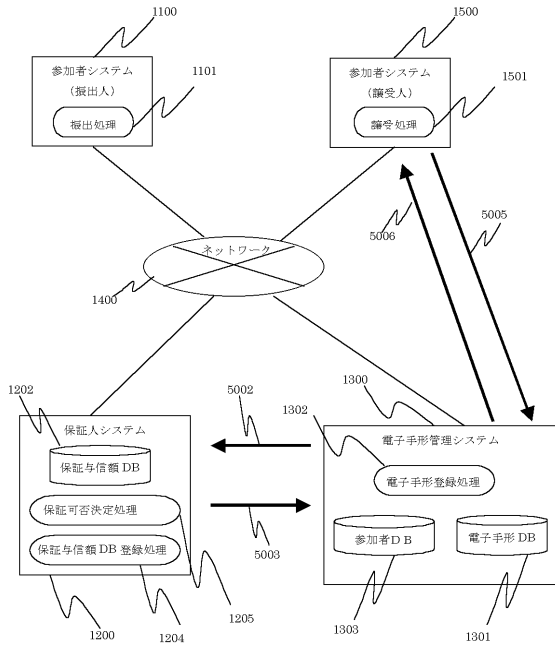
図 14

保証与信額 DB 作成フローチャート図



【図15】

図15



---

フロントページの続き

- (72)発明者 小沢 雄樹  
神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地 株式会社日立製作所 金融システム事業部内
- (72)発明者 森 崇  
神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地 株式会社日立製作所 金融システム事業部内
- (72)発明者 高 田 眞  
東京都中央区京橋三丁目8番1号 信金中央金庫内
- (72)発明者 岩村 充  
東京都練馬区中村2-14-17

審査官 伊藤 健太郎

- (56)参考文献 特開平11-259586(JP,A)  
特開2001-188757(JP,A)  
特表平9-504634(JP,A)

- (58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, DB名)  
G06F 17/60